

「米国市場向け食品輸出プロジェクト」参加企業募集要領

1. 目的

神戸市では、日本最大の食品輸出先である米国市場をターゲットに、商材選定・改良から現地市場調査、規制対応、米国でのテストマーケティングまで、一貫した伴走支援を実施することで、市内事業者による米国への食品輸出を促進するため、「米国市場向け食品輸出プロジェクト」（以下「本事業」という。）を実施します。

2. 概要

(1) 対象

自社が製造または企画・開発する食品を主な商材として、米国への新規の輸出、または新たな販路の開拓等を目指す、神戸市内に本社もしくは事業所等を置く市内企業等（以下、「参加企業」という。）

(2) 事業内容

参加企業の米国への食品輸出に向けて、以下の各段階を踏まえた伴走型の支援を提供する。

- ① 商材選定・規制チェック
- ② 現地市場調査
- ③ 商品改良へのアドバイス・販売戦略の策定支援
- ④ 規制対応・貿易実務等の支援
- ⑤ 現地テストマーケティングの実施

3. 募集方法・結果の通知

(1) 募集企業数・申込締切

5社程度（申込締切 2026年5月13日（水））

(2) 参加費

200,000円/社

※参加費のお支払いについては、後日神戸市より納入通知書（納付書）を送付します。（5月下旬を予定）

神戸市が指定している公金の納付が可能な金融機関の窓口での納付をお願いします。

※参加受付後の変更・取り消しについては、「6. 問合せ先」に記載の電話番号まで、ご連絡をお願いします。確認のため、メールでもご報告ください。

※参加を取り消される場合、納入いただいた参加費は返金しません。

(3) 応募要件：申込時点で以下の要件を満たすこと。

- ① 神戸市内に本社もしくは事業所等を置いていること。
- ② 海外への販路開拓を予定・検討しており、本事業で提供する伴走型支援に対して、各段階での対応が可能であること（商品改良、規制対応、現地テストマーケティング参加等にかかる費用負担を含む）。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ④ 神戸市指名停止基準要綱及び兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(4) 申込方法：以下リンクからお申込みください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/dGUMZ1h4fm>

(5) 結果の通知：5月20日（水）を目途に、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に、結果をお知らせします。

4. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市にて選考し、参加企業を決定します。

(2) 失格及び参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとします。

① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合

② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市及び本事業の委託事業者である株式会社 TNC は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合

② 本事業の実施の変更又は中止を行う場合

5. 留意事項

- ① 本事業への参加に伴う、個別の商談等に関する経営判断及びその結果は参加企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市及び委託事業者はその責任を負いません。
- ② 本事業終了後も、委託事業者の支援業務を希望する場合は、委託事業者と別途協議の上、個別に依頼し、その内容について神戸市に報告いただきます。また、本事業に含まれない業務の内容及び結果について、神戸市は一切責任を負いません。
- ③ 本事業の期間中及び終了後も、神戸市から依頼がある場合は、本事業により得られた商談や成約等の成果について、その状況を神戸市へ報告いただきます。
- ④ 本事業の期間中及び終了後も、神戸市から依頼がある場合は、本事業への参加動機や得られた学び等について、企業秘密に配慮した範囲で、他の事業者等への共有を目的として、セミナー等での発表、アンケートへの回答その他後発企業の参考となる情報提供にご協力いただきます。
- ⑤ ご応募および本事業の実施を通じてご提供いただいた情報は、本事業の円滑な運営のため、神戸市、委託事業者等において、必要な範囲で共有させていただきます。

6. 問合せ先

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

E-mail: asia-biz@city.kobe.lg.jp TEL: 078-231-0222